

家庭薬 売薬営業整備にもとづく家庭薬生産企業体の整備は概完了したが、さらに整備の一貫として家庭薬

処方整理 の処方整理について実施要綱が定められたのは、一九四四年（昭和一九）八月三〇日付厚生省発衛第

一五九号の厚生省衛生局長通牒で、各道府県知事と家庭薬統制組合宛の通牒による。それには「……資源の最高度活用に依り家庭薬の供給を確保すると共に……」ということで、処方整理の措置は厚生省の指導のもとで家庭薬統制組合をして、全国的視野でこれを一〇月末日までにおこなうように指示した。旧売薬は四〇万方と称されており、企業整備にともない業者の自治的整理により約六〇〇〇〇方に圧縮されたといわれている。

6 統制廃止の動き

終戦直前 太平洋戦争も終結を迎える直前の七月二七日に会社代表者会議が開催されているが、さすがに開催の売薬の通知文にもそのことがうかがわれる。一九四五年（昭和二〇）七月二一日付けの奈良県家庭薬生産

工業連合会理事長増田弥内名で出された案内文は開催日時は七月二七日午前一〇時としているが、追而として「開会時迄空襲警報発令シ午前中ニ解除ノ場合ハ午後二時ヨリ開会シ午前中に解除セラレザル時ハ翌日午前一〇時ニ……」と記しており、当時は本県でも空襲警報がたびたび出されていたことが知られる。この会議は予定どおり七月二七日午前十時から開催された。ここで討議された主な議題は、①共助金借り替えについて、②県外企業 of 奈良県への分工場設置について、③疎開生薬についてであった。疎開生薬については統制組合に保管してある分を各社の実情に応じて引き取ってもらうことであって、総額では七万五〇〇〇円であった。県外企業の分工場設置については、地元の

統制組合の了承を取りつけることが義務化されていたことによるものであるが、申請は京都市下京区に本社のある厚生新薬株式会社が高市郡飛鳥村に、また、大阪市北区に本社のある合資会社笹岡省三薬房が宇陀郡榛原町に分工場をそれぞれ設置したいということであったが、審議の結果、地元薬剤師が住いしているということと合資会社笹岡省三薬房のみが了承された(同工場は現在も大和郡山市の)。共助金の借り替えについては、一九四四年(昭和一九)六月一日に共助金として国民厚生金庫から五二万円、日本勸業銀行奈良支店から一三万円の借り入れを大和売薬工業組合との間で契約していたが、同年七月二〇日商工組合法第九一条同施行令第八四条によって、大和売薬工業組合が解散したことにともない各社それぞれが共助金を借り換えするというものであった。各社ごとの借り入れる額は大和内外製薬株式会社六万九〇四九円、大和合同製薬株式会社八万七六三七円、大和高取製薬株式会社七万六五二〇円、大和櫃原製薬株式会社六万七一二九円、大和優光製薬株式会社三万五五七一円、大和中央製薬株式会社三万三八九円、大和東亜製薬株式会社三万三八六九円、日本製薬株式会社一八万一三三三円、協和製薬株式会社四九七二円であった。この借入れ金の返済は一九五一年(昭和二六)三月末日までに割賦償還するものとなっていた。

売薬新 一九四五年(昭和二〇)八月一五日ポツダム宣言受諾による太平洋戦争が終結した。本県の売薬業界**配給構想** もそれまで進めてきた企業整備に基づく配給機構については、当然のように問題としてとらえている。同年一〇月二五日に開催された会社代表者会議でも「配置家庭薬配給機構に関する件」として採りあげられている。ただしこの会議では「当分の間は従来通りにして、運営上において改善を行い配給の万全を期すべきである」という程度にとめられている。ただし、配置統制組合に対する売り渡し価格については「今後は改定価格に依る」と値上げを決定している。

つぎに、配置家庭薬配給機構について若干ふれておこう。この配給機構については文章に纏められており、おそらく「会社代表者会議資料」として作成されたものであろう。この資料は、①行商人と売薬生産会社とのあり方、②行商人と商業組合の関係と商組の権限、③行商人の所属会社への割り当て方法からなっている。この資料の一貫している考え方は、従来の行商人と生産会社のあり方を一八〇度変えて、「行商人は総て会社専属とし各行商人はその所属する会社の製品のみを以って行商することを原則とする」ということであつた。そのため、商業組合には「……行商人又は会社の自由意志による所属会社の異動（転属）を禁止する」とした強い権限を与えるというものであつた。また、各会社への行商人の割り当ての方法として「本県売薬の配置区域内に於ける全戸数を各会社の昭和十四、十五、十六年度平均実績に応じて各会社に配分し各会社の配置持戸数を決定す」、各行商人の受持戸数や所属会社の決定については各人の「実績に応じて配分・決定す」というのであつた。このように行商人を各会社の専属にすることにより、①各会社はその運営に独自性を発揮し得るにより努力の為、甲斐を感ず、②各会社はその製品に対する責任が明らかとなり従つて品質の向上を図る如くなるべし。③会社商標の信用を確立し、得意の信頼を受け得べし。④配置先に於て製品の混乱を防止し得る。⑤会社は独自の立場より所属行商人を教育し、又は奨励方法を構ずる等、以つて得意の信用確保に資するを得る。⑥商人は会社と親密となり生産の督励或は依頼等の連絡が密となる。というように、「以上の観点よりして本県売薬業界の将来の発展向上に資すること大なるべし」との新しい視点での提言でもあつた。

統制廃止後の措置

終戦から数えて三か月後の十一月一三日に開催された会社代表者会では薬事関係についての中央事情に対する対策が協議された。この会議の席で家庭薬統制組合岡田正二理事は以下のような報告を

おこなっている。その要旨は「終戦に伴い国内諸情勢が急変化しており、いわゆる官治統制から自治統制へ転移、我家庭薬の統制も近く解除され、企業許可令や価格等統制令枠の撤廃が為されるであろう。今後製造も自由化され統制解除後の対策としては、『一府県数企業体の所はその府県で一つの自治統制機関を置く。一府県一企業体の所は数府県を一地区とする自治統制機関を置く』ことにより全国で一ヶ所の自治統制機関を設け、これより各代表者を以って中央に一中央機関を置く」というものであった。東京・大阪その他も同じ意向であるが、奈良県の各位のご意向を取り纏めて置かれたい旨を述べている。また、同氏の話の中に「家庭薬を賠償品として朝鮮・満州・中国方面に輸出を希望し、対策準備中」であるということも披露されている。続く同月一九日に開催された会社代表者会では統制機構解消にともなう対策が協議された。ここでの協議事項は薬工連第三八一号昭和二十年十一月二十四日付奈良県家庭薬生産工業連合会理事長増田弥内名で「家庭薬の統制廃止後の措置に関する件」として以下の事柄について申し合せをおこなったとしている。それによると、「一、家庭薬の統制撤廃後は本県拾企業体を以って自治的統制団体（仮称、奈良県家庭薬協会）を設置すること。一、全国の此種自治的統制団体を以って連合団体を組織し中央に於ける一元的の連合機構とすること」というのであった。運営上の要望事項には「企業体の新設許可は本団体の同意を要することにせられたし」が加えられており、団体の業務は原材料の共同購入、共同施設と共同作業、製品の規格や価格の協定、製品の販売斡旋、製品の検査などをおこなうとしている。

奈良県家庭薬協会は一九四七年（昭和二二）に入り、企業整備が撤廃されるにともない四八企業に再編成されるまで、実質的な自治統制機関としての機能をもっていたのである。その後、一九四九年（昭和二四）に中小企業等協同組合法的の制定と同時に奈良県製薬協同組合が設立されて、その使命を閉じることとなるのである。